

平成18年度公債費負担適正化計画

市町村名： 倉吉市

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取組み等

- (課題) 税込減や三位一体改革等による厳しい財政状況の中にある。平成20,21年度の大量の定年退職者への対応準備。
- (目標) 基本的な市民サービスを維持しながら、様々な行政課題に的確に対処していかなければならない。
- (取組) 職員給の削減、単市補助金の圧縮などを引き続き行っている。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- (課題) 小中学校の改築事業、倉吉駅周辺整備事業の大型事業を控え、さらに団塊世代の退職手当など、巨額な財政負担が控えている。
- (目標) 財政健全化計画期間後は安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指す。
- (取組) 徹底した内部改革、施策の見直し、収入の確保等の対策を講じることとする。
歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図る。

公債費負担適正化計画中の19年度以降の新発債の中に、倉吉駅自由通路整備事業、上灘中央交流促進事業、防災行政無線設備デジタル化更新統合事業など大規模事業は盛り込まれている。

2 行財政改革の取組状況について

人件費の抑制

収入役を配置していない。(17年度)定員管理の適正化、給与構造の見直し、平均3.5%の職員給の削減、特殊勤務手当の見直し。(18年度)

内部経費の削減

指定管理者制度の導入。(18年度)

事務事業の見直し

所得制限を設定し、市単独奨学金の給付基準を見直した。行政改革懇談会の定期的開催。電子決裁システムの導入準備。(18年度)

費用対効果の検証

補助金の廃止(17年度以前より継続中)

投資的事業の重点化

新規事業の抑制(17年度以前より継続中)

収納率の向上

滞納整理本部を設置。(17年度)コンビニエンスストアを収納窓口として検討中。(18年度)

その他収入の確保

下水道使用料を見直し、収入の増額を図るため審議会を開催。(18年度)

市税の充実・安定確保

国・県に対し地方財源の確保を強く要望していく。(17年度以前より継続中)

地方交付税総額の確保

必要額の確保を求めていく。(17年度以前より継続中)

国・県支出金の適正化

超過負担を強いることのないよう求めていく。(17年度以前より継続中)

3 公債費負担適正化計画について

(1) 策定方針

すでに事業着手している小鴨小学校改築事業(平成21年度完了)、鴨川中学校屋内運動施設改築事業(平成18年度完了)、倉吉駅周辺整備事業(平成21年度完了)を優先する。
新規事業については、緊急性、重要性、必要性を精査し重点化を図ります。

(計画の目標)

平成22年度に実質公債費比率がピークに達するが、その後新規事業の抑制や広域連合のごみ処理場の償還がほぼ終了することにより減少に転じ、10年以内に18%未満に抑制する。

(2) 標準財政規模の試算の考え方

地方交付税に算入される公債費の額のみが、今後の起債・償還により増減するという試算にした。
標準税収入額等と臨時財政対策債の額は平成17年度のものと同じ。

(3) 推計表

○別紙参考様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式2 <別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

○別紙参考様式3 <新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式4 <既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

(4) 議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

市報・ホームページなどでわかりやすく説明する。

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

団体名： 倉吉市

(決裁者： 倉吉市長 長谷川 稔)

(決裁日： 平成18年 9月29日)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位：千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)	第11年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,421,981	3,440,555	3,439,338	3,284,996	3,228,545	3,096,465	2,873,282	2,515,973	2,266,943	2,029,426	1,787,890	
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,320,738	1,354,423	1,428,716	1,404,894	1,431,024	1,406,530	1,392,142	1,355,245	1,323,753	1,269,167	1,189,822	
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	898,909	949,742	876,385	883,203	868,394	737,027	209,788	199,118	199,030	198,927	165,002	
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,993,438	1,992,948	1,907,816	1,794,181	1,786,628	1,702,780	1,642,608	1,574,456	1,471,349	1,414,201	1,218,955	
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,455,202	1,371,868	1,308,754	1,334,641	1,326,022	1,251,181	916,359	919,652	917,083	914,396	910,707	
⑨ 標準財政規模	14,580,262	14,496,438	14,348,192	14,260,444	14,244,272	14,085,583	13,690,589	13,625,730	13,520,054	13,460,219	13,261,284	

※平成18年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑩ 実質公債費比率(単年度)	20.4%	22.1%	23.4%	22.7%	22.4%	21.3%	17.9%	14.9%	13.3%	11.2%	9.8%	#DIV/0!
⑩ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		21.1%	21.4%	21.9%	22.7%	22.8%	22.1%	20.5%	18.0%	15.3%	13.1%	11.4%

※22年度で広域連合のごみ処理場の償還がほぼ終了することにより⑤の負担金が減少。

<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推計表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)	第11年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)			0	42,759	84,339	133,318	307,984	405,868	473,041	532,925	550,900	
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金			654	18,220	74,660	28,880	55,915	165,931	104,462	163,859	259,414	
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金			0	2,272	48,024	54,727	94,127	127,370	361,258	375,807	611,820	
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るものうち、元金補給分を除く。)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額			0	26,772	50,071	63,979	175,526	249,438	291,004	322,563	330,697	
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額			0	7,683	38,788	46,552	78,172	100,565	279,655	309,702	497,337	
⑨ 標準財政規模			0	34,455	88,859	110,531	253,698	350,003	570,659	632,265	828,034	

※ 新発債についての額を記入すること。

※ ⑨標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。

※ 平成18年度発行予定の起債は既往債【別紙参考様式1】に含めること。

H18起債予定額に係る公債費負担の数値は別紙参考様式1に含める。

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)	第11年度 (平成28年度)
一般公共事業債		9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	
合併特例債		1,564,100	1,555,400	1,009,100	490,100	429,200	21,300	34,200	29,900	94,400		
臨時地方道整備事業債		18,000	62,800	65,000	50,000	67,100	71,300	39,300	26,500	18,000	18,000	
臨時河川整備事業債		25,900		16,000	36,900	33,600						
公営住宅建設事業債			57,900	44,500	210,800	253,100	7,900	109,100	14,300	13,800	20,000	
辺地対策事業債		39,100	80,000	66,900								
まちづくり交付金事業債		22,500	18,000									
一般単独事業債			67,700									
退職手当債				54,000	81,000			27,000	54,000	135,000		
臨時財政対策債		576,900	576,900	461,500	346,100	230,700	115,300					
水道事業債		160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	137,500	137,500	137,500	137,500	137,500	
下水道事業債		1,512,300	1,099,800	1,103,400	1,300,200	1,206,600	1,226,900	1,299,600	1,141,400	1,105,100	1,104,000	
その他の起債		401,800	50,900	50,900	50,900	50,900	50,900	50,900	50,900	50,900	50,900	
合計		4,330,300	3,739,100	3,041,000	2,735,700	2,440,900	1,640,800	1,707,300	1,464,200	1,564,400	1,340,100	0
【一部事務組合等分】												
一般廃棄物処理事業債			207,400			2,823,700						
防災対策事業債		36,300			11,300	8,100	59,700	2,047,500	625,400			
一般単独事業債			61,700	56,100	81,000	152,100	60,100	42,800				
合計		36,300	269,100	56,100	92,300	2,983,900	119,800	2,090,300	625,400	0	0	0

＜既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計＞

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位：千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)	第11年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,421,981	3,440,555	3,439,338	3,327,755	3,312,884	3,229,783	3,181,266	2,921,841	2,739,984	2,562,351	2,338,790	0
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,320,738	1,354,423	1,429,370	1,423,114	1,505,684	1,435,410	1,448,057	1,521,176	1,428,215	1,433,026	1,449,236	0
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	898,909	949,742	876,385	885,475	916,418	791,754	303,915	326,488	560,288	574,734	776,822	0
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	80,277	0
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,993,438	1,992,948	1,907,816	1,820,953	1,836,699	1,766,759	1,818,134	1,823,894	1,762,353	1,736,764	1,549,652	0
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,455,202	1,371,868	1,308,754	1,342,324	1,364,810	1,297,733	994,531	1,020,217	1,196,738	1,224,098	1,408,044	0
⑨ 標準財政規模	14,580,262	14,496,438	14,348,192	14,294,899	14,333,131	14,196,114	13,944,287	13,975,733	14,090,713	14,092,484	14,089,318	0

⑩ 実質公債費比率(単年度)	20.4%	22.1%	23.4%	22.9%	23.5%	22.2%	19.8%	18.0%	16.6%	15.2%	15.2%	#DIV/0!
⑩ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		21.1%	21.4%	21.9%	22.8%	23.2%	22.8%	21.8%	20.0%	18.1%	16.6%	15.6%

※ 別紙参考様式1と様式3の合計

2 今後の地方債発行等に係る方針

- ① 地方債の新規発行
(今後の方針、考え方を具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

実質公債費比率(3ヵ年平均)21.1%の内訳は、普通会計分13.5、公営企業のうち下水道分3.5、公営企業のうち下水道以外分0.4、一部事務組合分2.8、債務負担行為分0.9となっている。起債制限比率は11.9%とそれほど高い数値ではなく、実質公債費比率でも普通会計分のみであれば14.4%と同意団体の範囲内であるが、下水道事業と一部事務組合への準公債費分が実質公債費比率を押し上げている。市で策定している財政健全化計画に基づき、計画的に普通建設事業を実施していく。この計画は、歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図り、計画期間後の安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指したものである。計画にない新規事業については、内容効果などを十分に検討し、慎重な対応をする。

- ② その他

3 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

- ① 借換債の発行
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

有利な借換債があれば、積極的に活用する。

- ② 地方公営企業への繰出金
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

各公営企業とも歳入の確保、歳出の削減に努め、繰出金の抑制を図る。
3年毎に料金改正を行い、料金の適正化を図る。
公共下水道については、汚水整備計画を見直し、単年度事業費を5億円以内に抑え平成24年度以降は2億5千万円を最大とする。

- ③ 一部事務組合等への補助金又は負担金
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

広域連合が実施する新斎場建設事業・ほうきりサイクルセンター施設整備事業・消防救急無線デジタル化事業等については広域連合と関係市町とで十分な協議を行い、歳出の抑制に努める。

- ④ その他

4 一部事務組合等に係る様式3及び上記3①、③についての当該組合等との協議

(協議の時期とその内容)

平成18年9月14日、広域連合と事業、金額、事業期間について協議を行い、合意に至った。